

2014年9月29日

～保険の手配漏れ防止と事務手続きの簡素化を実現～

新契約方式による高齢者住宅入居者向け火災保険の販売を開始

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上火災保険株式会社（社長：柄澤 康喜）は、高齢者向け住宅事業者が保険契約者（保険料負担者）となり入居者の火災保険を一括手配する、高齢者向け住宅専用の契約方式を開発し、10月から販売開始します。

高齢化社会が進展する中、サービス付高齢者住宅など的高齢者向け住宅は増加しています。しかし、従来の契約方式では、入居者あるいは事業者が入居戸室単位で個々に火災保険を手配する必要があったため、保険の手配漏れの危険性がありました。そのため、この度、保険の手配漏れを防ぎ入居者をとりまくリスクを総合的に補償するとともに、事業者の手続きも大幅に簡素化される新契約方式を開発しました。

当社では、今後も多様化するお客さまニーズに応える商品・サービスの開発を積極的に進めていきます。

1. 新契約方式の特長

(1) 火災保険の手配漏れ防止と事務手続きの簡素化を実現

火災保険の契約は入居戸室単位ではなく、施設単位または事業者単位でまとめて1つの契約とし、入居戸室全てを保険の対象とするため、保険の手配漏れを防ぐことが出来ます。

また、保険期間中に入退居があった場合は、入退居と同時に手続きする必要が無く、事後的に月1回の通知・保険料の払込みをすることにより、入居時・退居時にさかのぼって保険が適用または解約されるため、事務手続きが大幅に簡素化されます。

(2) 入居者をとりまくリスクをまとめて補償

新契約方式で採用する火災保険「GK すまいの保険」では、入居者をとりまく以下のリスクをまとめて補償するため、入居者がり災した際における生活再建資金や、賠償資力の確保が可能です。

- ①火災や自然災害等により、入居者が所有する家財に損害が生じる財物リスク
- ②失火等によって借戸室を損壊したことに伴う建物オーナーへの損害賠償リスク
- ③他の入居者の財物を壊したりケガをさせる等、日常生活に起因する第三者への損害賠償リスク

(3) 事業者のニーズに応じた補償プランの変更

保険で補償する事故の範囲の変更や、特約の追加が可能のため、事業者のニーズに応じて補償制度を柔軟に設計することが可能です。

2. 新契約方式の仕組み

